

◆◆◆ 令和7年度 市民無料相談開催日 ◆◆◆

■ 行政相談

(相談時間：午後1時～午後3時/場所：市役所市民相談室・西コミュニティセンター)

予約不要

役所の仕事全般に対する苦情・意見・要望などの相談を、総務大臣から委嘱された行政相談委員が対応します。※は市役所でのみ実施

開催月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
毎月第1・第3月曜日	7 21※	(祝) 19	(2) 16※	7 (祝)	4 (祝)	1 (祝)	6 (祝)	1 (20)	17 (12)	1 19※	5 16※	2 16※

■ 人権相談

(相談時間：午後1時～午後3時/場所：市役所市民相談室)

予約不要

いじめや差別問題をはじめとする人権問題、家庭内のものめごと(夫婦関係、親子関係、結婚、離婚、扶養)や、隣り近所とのものめごとの相談を、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が対応します。

開催月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
毎月第2・第4金曜日	11 25	9 23	(2) 27	11 25	8 22	12 26	10 (20)	14 28	(12) 26	9 23	13 27	13 27

■ 特設行政・人権相談

(相談時間：午前10時～午後3時/場所：市役所別館4階 会議室1・2)

予約不要

役所の仕事全般に対する苦情・意見・要望や家庭内、隣り近所のものめごと等の相談を行政相談委員・人権擁護委員が対応。

開催月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
適時(行政・人権週間等)				2				20		12		
人権擁護委員の日(6/1) 行政相談月間(9-10月) 人権デー(12/10)												

■ 法律相談

(相談時間：午後1時～午後4時/場所：市役所市民相談室)

1週間前の午前9時から予約受付/定員：7名

相続・離婚・借金などの相談に弁護士が対応します。

※1問題につき3回まで

開催月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
毎月第4水曜日	23	28	25	23	27	24	22	26	10	28	25	25

※12月は第2水曜日

■ 法テラス青森(法律)

(相談時間：午後1時～午後4時/場所：市役所市民相談室)

予約先/法テラス050-3383-5552/定員6名

借金・離婚・労働問題などの相談に弁護士が対応します。※資力基準に該当するかた

※1問題につき3回まで

開催月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
毎月第2・4火曜日	8.22	13.27	10.24	8.22	12.26	9.30	14.28	11.25	9.23	13.27	10.24	10.24

※第4火曜日はオンライン相談日(9月は第5火曜日)

■ 司法書士相談

(相談時間：午後1時～午後3時/場所：市役所市民相談室)

1週間前の午前9時から予約受付/定員：4名

登記、相続、借金などの相談を、認定司法書士が対応します。

※1問題につき3回まで

開催月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
奇数月第3木曜日		15		17		18		20		15		19

■ 不動産相談

(相談時間：午後1時～午後3時/場所：市役所市民相談室)

1週間前までに要予約/定員：4名

不動産の売買・賃貸借などの相談を、宅地建物取引業協会三十むつ支部会員が対応します。

開催月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
毎月第2木曜日	10	8	12	10	中止	11	9	13	11	8※	12	12

※予約受付注意

■ くらしとお金の相談

(相談時間：午前10時～午後4時/場所：市役所市民相談室)

予約先/信用生協0120-102-084/定員5名

多重債務・生活資金などの相談を、消費者信用生活協同組合の相談員が対応します。

※前日16時までに要予約

開催月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
毎月第2水曜日	9	14	11	9	13	10	8	12	17	14	18	11

※12月と2月は第3水曜日

■ 消費生活相談

(相談時間：月～金 午前8時30分～午後4時30分/場所：十和田市消費生活センター)

要予約

・悪質商法やクーリング・オフなど消費生活に係る相談を消費生活相談員が対応します。

・予約先：十和田市消費生活センター 直通0176-51-6757

■ 交通事故相談

(相談時間：月～金 午前9時～午前12時、午後1時～午後4時)

保険会社との交渉・賠償額の計算・示談の進め方など、専任の相談員が対応します。(電話相談可)

※毎月第3火曜日は移動相談日として、十和田市役所での対面相談も可能です。(3日前までに要予約)

お問い合わせ先：青森県交通事故相談所(青森県庁舎北棟1階) 直通017-734-9235

お問い合わせ先

まちづくり支援課 セーフコミュニティ係 ☎0176-51-6777 (直通)